

教育文化厚生協会たより

〒380-0838

長野市大字南長野字聖徳 593 / 7 番地

TEL : 026-237-8115

FAX : 026-234-2219

E-mail : info@kouseikyukai.com

http://kouseikyukai.com

2022 年秋号

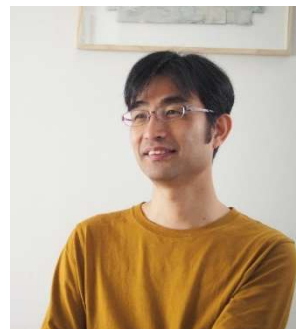
発行 公益社団法人

発行日 2022 年 11 月 21 日

長野県教育文化厚生協会

オンライン県教研開催される

長野県教育研究集会が 11 月 4 日に完全オンラインで開催されました。研究集会委員長の清水幸広さん(県教組委員長)のご挨拶に続き、藤原辰史さん(京都大学人文科学研究所准教授)に「ウクライナについて考えつづける」と題して記念講演をしていただきました。参加者はパブリックビューイングを含めて約 400 名でした。



記念講演では、「2 月に始まったウクライナへのロシア侵攻について考えつづけることは極めて重要な問題であるにもかかわらず、批判的な人間でさえすでに飽き始めている。また同じ倦怠が繰り返され、私たちは暴力に加担することになるのではないか」という危機感を示されました。東欧の歴史、さらには NATO の問題点などを紹介する中で、「攻撃する側でなく、される側の視点」、「統治する側でなく、される側の視点」など問題を見る視点が重要だと指摘されました。未来に向けて私たちは芸術、学問、文学表現など生活に根差した表現を見つめ直すことが大切になってくると教育の大切さについて触れられました。

参加者からは「藤原先生が触れられた、私達教育者のあり方が、これからますます問われる時代になってくると思います。学びを止めない。無関心をやめる。わかりやすいものに呑み込まれない。複雑さを受け入れる。こういったことを丁寧に愚直に続けていくことで、これまで弱体化してきた民主主義を再び鍛え直すことができるのだと確信しています」という感想が寄せられるなど、講演は高評価でした。

午後は 25 分科会を開催し、支部教研から推薦されたレポートなど 110 本の研究協議を行いました。完全オンラインは 2 年目となりましたが、参集式の良さ、オンラインの良さがあり今後の県教研の在り方の検討が必要になっています。

高校会館本館建替え工事進む

会館建設も着工から 3 ヶ月が経過し、4 階建ての鉄骨の骨組みが姿を現し、各階の床と屋上のコンクリート打設、壁材取付けも終わり、サッシ取付けが始まりました。来年 2 月末の竣工に向けて、工事は順調に進んでいます。また、新会館の名称は、11 月 1 日の理事会で 70 を超える応募作品の中から「長野県高校教育会館 Rinks 593」とすることが決定されました。



1F エントランス付近

2 枚
とも
11/18
撮影

屋上 小さなコンクリートの台は空調機
室外機及びソーラーパネル設置用の架台

相談の窓 このコーナーでは寄せられた 主な相談事例を紹介します**相談事例①～低賃金と早出残業～**

◇内容

月給制の正社員ですが、賃金は手取りで 12 万円と低水準。さらに早出残業を強制されており、低賃金とも相まって強い不満を持っています。

◆回答

手取り 12 万円を時間給に換算すると、最低賃金の水準です。そこにサービス残業が加われば、労基法だけでなく最賃法違反の可能性もあります。

相談事例②～年次有給休暇～

◇内容

入社して 6 年目にして初めて有給休暇の取得を希望したところ渋られました。規則の開示を要求すると、取得には応じましたが、5 年以上勤務しているのに付与日数が 10 日とのことでした。日数が少なく不信感を持っています。

◆回答

法定基準はでは、勤続が 4 年半～5 年半の場合は、年 16 日付与され、累積では 30 日となります。労基法を下回る規則は無効なので、会社の示した日数よりも法定基準が優先されます。現場で法律を誤認しているケースも多いので人事労務の担当部署に確認しましょう。

相談事例③～パワハラ～

◇内容

パワハラ被害を訴えたところ、能力不足を理由に異動を迫られ、拒否したら解雇との通告を受けました。

◆回答

パワハラ防止法（労働施策総合推進法）で禁止された、パワハラ相談を理由とした不利益扱いに当たります。ハラスメントについては労基署ではなく労働局の均等環境均等室で取り扱っています。

相談事例④～残業代不払い～

◇内容

残業代不払いについての女性からの相談。

・正社員（勤続 5 年未満） ・1 日 8 時間 月 24 日（隔週土曜出勤） ・手取 12 万円（総支給 15～16 万円程度？） ・契約書は「所定外労働なし」なのに、月に数時間程度の残業、さらに所定時間前出勤の慣習あり。 ・会社は変形労働制の導入を理由に問題はないとの姿勢。

◆回答

何らかの法違反がある可能性が高いです。それ以上に違反があれば即、最賃割れする賃金水準であるのに早出やサービス残業など、いわゆる「正社員」として責任だけはしっかり負わせていることに疑問を感じます。